

中野区事務手数料条例(昭和33年中野区条例第2号)新旧対照表

改正案				現行			
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 事務手数料は、別表第1及び別表第2に掲げる事項の申請者から、別表第1に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第2に掲げる事項については同表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第1当該各項及び別表第2当該各項に定めるところによる。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都中野区手数料条例(昭和22年3月中野区条例第4号)は、廃止する。</p> <p>3 <u>平成23年12月1日から平成24年11月30日までの間に申請のあつた住民基本台帳カードの交付に係る事務手数料は、第2条及び別表第1の15の項の規定にかかわらず、徴収しない。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>				<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 事務手数料は、別表第1及び別表第2に掲げる事項の申請者から、別表第1に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第2に掲げる事項については同表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第1当該各項及び別表第2当該各項に定めるところによる。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都中野区手数料条例(昭和22年3月中野区条例第4号)は、廃止する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>			
事務件名	単位	事務手数料	備考	事務件名	単位	事務手数料	備考
1 住所又は居所に関する証明	1件	300円 (郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する	本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。	1 住所又は居所に関する証明	1件	300円 (郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書	本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。

		信書便により申請があつた場合は400円、中野区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成23年中野区条例第(号)第2条に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)により申請があつた場合は200円)	
2 身分又は資格に関する証明	1件	300円	
3 仮戸籍記載事項に関する証明			
4 法令等の規定に基づき作成した公簿又は公文図書(以下「公簿等」という。)の謄本、抄本若しくは原本の写しに相違ない旨を認証したものの交付又は記載事項に関する証明			
5 埋火葬に関する証明	1件	300円	
6 文書の受理に関する証明			
7 区税その他諸収入金に関する証明	1件	300円	区税については、1税目ごとに1件とする。
8 土地又は建物に関する証明	1件	300円	一筆又は1棟ごとに1件とする。
9 印鑑の登録証の交付	1件	300円	
10 印鑑に関する証明	1件	300円 (多機能端末機により申請があつた場合は、200円)	

		便により申請があつた場合は、400円)	
2 身分又は資格に関する証明	1件	300円	
3 仮戸籍記載事項に関する証明			
4 法令等の規定に基づき作成した公簿又は公文図書(以下「公簿等」という。)の謄本、抄本若しくは原本の写しに相違ない旨を認証したものの交付又は記載事項に関する証明			
5 埋火葬に関する証明	1件	300円	
6 文書の受理に関する証明			
7 区税その他諸収入金に関する証明	1件	300円	区税については、1税目ごとに1件とする。
8 土地又は建物に関する証明	1件	300円	一筆又は1棟ごとに1件とする。
9 印鑑の登録証の交付	1件	300円	
10 印鑑に関する証明	1件	300円	

1 1	予防接種に関する証明	1 件	3 0 0 円	1 種ごとに 1 件とする。
1 2	保健所長が行う営業又は業務に関する証明	1 件	3 0 0 円	
1 3	前各項に掲げるもののほか、区長又は行政委員会が適当と認める事項に関する証明	1 件	3 0 0 円	
1 4	公簿等の閲覧	住民記録一覧表	1 人 3 0 分	3, 0 0 0 円
		住民記録一覧表以外のもの	1 回	1 0 0 円
1 5	住民基本台帳カードの交付	1 件	5 0 0 円	

別表第 2 (略)

附 則

この条例中附則に 1 項を加える改正規定は公布の日から、別表第 1 の改正規定は平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。

1 1	予防接種に関する証明	1 件	3 0 0 円	1 種ごとに 1 件とする。
1 2	保健所長が行う営業又は業務に関する証明	1 件	3 0 0 円	
1 3	前各項に掲げるもののほか、区長又は行政委員会が適当と認める事項に関する証明	1 件	3 0 0 円	
1 4	公簿等の閲覧	住民記録一覧表	1 人 3 0 分	3, 0 0 0 円
		住民記録一覧表以外のもの	1 回	1 0 0 円
1 5	住民基本台帳カードの交付	1 件	5 0 0 円	

別表第 2 (略)